

2014 11/18

相続の いろいろ

ミニ知識 ①

離婚歴1回を俗に「バツイチ」と呼ぶのは、かつての戸籍で、相手の名前の欄に「×」印がつけられたことに由来するといふ。相続ではそのバツ印を巡って遺族間に思わぬもめ事が生じることがある。どういふことか。

相続が起きて遺言書が残っていないと、すべての法定相続人が参加して

戸籍、出生時まで調査

遺産の分け方を協議する必要がある。法定相続人にあたる人がどれだけのいるのか確定するには、亡くなった人の戸籍を出生時まで調べるほかない。その過程で意外な過去が発覚することがある。「亡父には前妻がいて、50年くらい前に子供をもっていた」。子供には遺産を受け取る権利があるから、分割協議に加えないければならない。

意外な「相続人」発覚も

離婚歴や子の認知が戸籍に載らなくなる例

- 1957年の法務省令で「夫婦」単位に
- 94年以降の電子化
- 本籍地を他の市区町村に移転(転籍)
- 父母の戸籍から独立(分籍)

戸籍はいろいろ

- 改製原戸籍—制度改正で新しくなる前の戸籍
- 除籍—死亡や転籍でだれもいなくなった戸籍

定するに
は、その前
の「改製原
戸籍」も取
ることにな
る。手数料
は同750
円。亡くな
った人が本
籍地を移し
や子供、それらの人と親
子関係にある人、委任状
のある代理人など、手数料
料は一通450円で、郵
送でも請求できる。

戸籍は1994年以降
の窓口で「相続のために
電子化され、それ以前
の離婚歴などは載らなく
なった。法定相続人を確
(随時掲載)